

介護保険の国庫負担金の算定等に関する
政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十二条第一項及び第二項（同法第二百二十三条第二項、第二百二十四条第二項、第二百四十七条第八項において準用する場合を含む。）、第二百二十三条第一項及び第二百四十七条第八項において準用する場合を含む。）、第二百二十三条第一項、第二百二十九条第一項、第二百五十四条並びに第二百五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国の介護給付費に対する負担金の額）

第一條 介護保険法（以下「法」という。）第二十一条第一項の規定により、毎年度国が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における市町村（特別区を除く。）に掲げる額の合算額の百分の二十に相当する額並びに第二号及び第四号に掲げる額の合算額の百分の十五に相当する額の合算額とする。

一 法第二十一条第一項に規定する要介護被保險者に係る居宅介護サービス費（次号に掲げるものを除く。）、特例居宅介護サービス費（同号に掲げるものを除く。）、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費（同号に掲げるものを除く。）の支給に要した費用の額

二 法第四十一条第一項に規定する要介護被保險者に係る居宅介護サービス費（次号に掲げるものを除く。）の支給に要した費用の額

二 法第四十一条第一項に規定する要介護被保險者に係る居宅介護サービス費（特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）、特例居宅施設サービス等に係るものに限る。）及び特例特定入所者介護サービス費（同項に規定する指定施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費（法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。）

三 法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保險者に係る介護予防サービス費（次号に規

定する調整交付金の額）

四 法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保險者に係る介護予防サービス費（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び特例介護予防サービス費（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）の支給に要した費用の額

五 法第二十二条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合には、居住特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）の支給に要した費用の額

四 法第二十二条第二項に規定する市町村については、各市町村につき、当該年度における同項に規定する特別調整交付金の総額に満たないときは、その満たない額は、厚生労働省令で定めるところにより、普通調整交付金として交付するものとする。

（国の地域支援事業に要する費用に対する交付費）

四 法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保險者に係る介護予防サービス費（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び特例介護予防サービス費（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）の支給に要した費用の額

四 法第二十二条第二項に規定する市町村については、各市町村につき、当該年度における法第二十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に要する費用の額は、市町村につき、当該年度における自立した日常生活の支援、要介護状態等（法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この条において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の適正化に関する取組を支援するため、当該取組を行う市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組の状況に応じて交付する。

（自立支援等施策等の支援に関する交付金）

四 法第二十二条第二項の三第一項に規定する交付金は、市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金とする。

（國の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額）

四 法第二十二条第二項の三第一項に規定する金額は、介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金及び介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金とする。

（國の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額）

四 法第二十二条第二項の三第一項に規定する金額は、介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金及び介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金とする。

（自立支援等施策等の支援に関する交付金）

四 法第二十二条第二項の三第一項に規定する交付金は、市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金とする。

（國の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額）

四 法第二十二条第二項の三第一項に規定する金額は、介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金及び介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金とする。

の応募額をもつて支払基金介護保険債券の総額とする。

(支払基金介護保険債券の払込み)

第二十五条 支払基金介護保険債券の募集が完了したときは、支払基金は、遅滞なく、各支払基

金介護保険債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第二十六条 支払基金は、前条の払込みがあつた

ときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、支払基金介護保険債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りではない。

第二十七条 各債券には、第二十二条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(支払基金介護保険債券原簿)

第二十七条 支払基金は、主たる事務所に支払基金を記載しなければならない。

第二十八条 支払基金介護保険債券の発行の年月日

二 支払基金介護保険債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、支払基金介護保

三 第二十二条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第二十八条 支払基金介護保険債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

第二十九条 支払基金は、法第六十八条规定により支払基金介護保険債券の発行の認可を受けようとするときは、支払基金介護保険債券の募集日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十九条 支払基金は、法第六十八条规定により支払基金介護保険債券の発行の認可を受けようとするときは、支払基金介護保険債券の募集日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

理由

二 第二十二条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 支払基金介護保険債券の募集の方法

四 支払基金介護保険債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しないとするとする事項

六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする支払基金介護保険債券申込証

二 支払基金介護保険債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面

三 支払基金介護保険債券の引受けの見込みを記載した書面

附則

(施行期日)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第一条 平成十二年度から平成十四年度までの事業貸付金の償還期限の特例

(平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって平成十五年度から平成十七年度までの事業運営期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第二条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第三条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第四条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第五条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第六条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第七条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第八条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第九条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第十条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第十一条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第十二条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

第十三条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条例において「貸付金」という。)の償還期限は、当該償還によって令和九年度から令和十一年度までの計画期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であつて、都道府県が法第四百四十二条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度における見込まれる額とする。)

めの額及び同項第一号に掲げる額の合算額」とする。

2 前項の平成二十八年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であつて、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たものとする。

3 平成二十九年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額(平成二十九年度から令和十一年度までの計画期間における見込額とする。)

4 前項の兩年度基金残高不足都道府県は、第二項に規定する平成二十八年度基金残高不足都道府県のうち、第一号及び第二号に掲げる額の合

1 この政令は、公布の日から施行する。
 2 (経過措置)
 第一条の規定による改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(以下この項において「新令」という。)第一条の三(第五項及び第六項を除く。)の規定は、平成二十八年度分の介護保険法第二十二条の二第二項の規定による交付金から適用し、新令第一条の三第五項及び第六項の規定は、平成三十年度分の当該交付金から適用する。

附 則 (平成二十九年六月三〇日政令第一七七号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年八月一四日政令第二二三号)
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年八月三〇日政令第一七七号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 2 平成二十八年度における被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する使用者保険等保険者をいう。次項において同じ。)及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第一百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会(次項において「日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会」という。)に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

3 平成二十八年度における被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年一月二二日政令第二二八五号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月一二日政令第五五号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二九日政令第一一八号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第一四〇号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第一四〇号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第一八〇号)
 (施行期日)
 第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年一月二二日政令第九号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日政令第九七号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、令和三年八月一日から施行する。

附 則 (令和四年一月一九日政令第二七号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二十五日政令第一三号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二七日政令第三八三号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年一月一九日政令第一三号) 抄
 (施行期日)
 第三条 法附則第十二条第八項の規定は、法附則第十五条に規定する補正後第二号被保險者数の算定について準用する。この場合において、法附則第十二条第八項中「年度ごとに特定第二号被保險者である者の数及び納付金の額の算定について準用する。」との部分を「百分の一」と読み替えるものとする。

附 則 (令和二年一月一七日政令第四号)
 (施行期日)
 第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日政令第三六七号)
 (施行期日)
 第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。